

住宅セーフティネット推進事業

(セーフティネット専用住宅の家賃等補助制度)

いわき市

住んでよかった 住み続けたい 住まいるシティ・いわき



目 次

新たな住宅セーフティネット制度の概要・・・・・・・・・・	Ⅰ
Ⅰ セーフティネット住宅登録制度・・・・・・・・・・	Ⅱ
Ⅱ セーフティネット住宅家賃等補助事業・・・・・・・・	Ⅳ
家賃低廉化補助・・・・・・・・・・	Ⅴ
家賃債務保証料等低廉化補助・・・・・・・・	Ⅶ
Ⅲ セーフティネット住宅への入居支援等・・・・・・・・	Ⅷ
○補助事業の募集概要・・・・・・・・・・	Ⅸ

新たな住宅セーフティネット制度の概要

新たな住宅セーフティネット制度とは、民間の賃貸住宅の空き室等を活用して、住宅の確保や入居が困難な住宅確保要配慮者を支援することで、「住宅の確保が困難な方」と「民間賃貸住宅の空き室等」をマッチングし、入居者と賃貸人の双方の課題解決を図るための制度です。

住宅確保要配慮者の状況

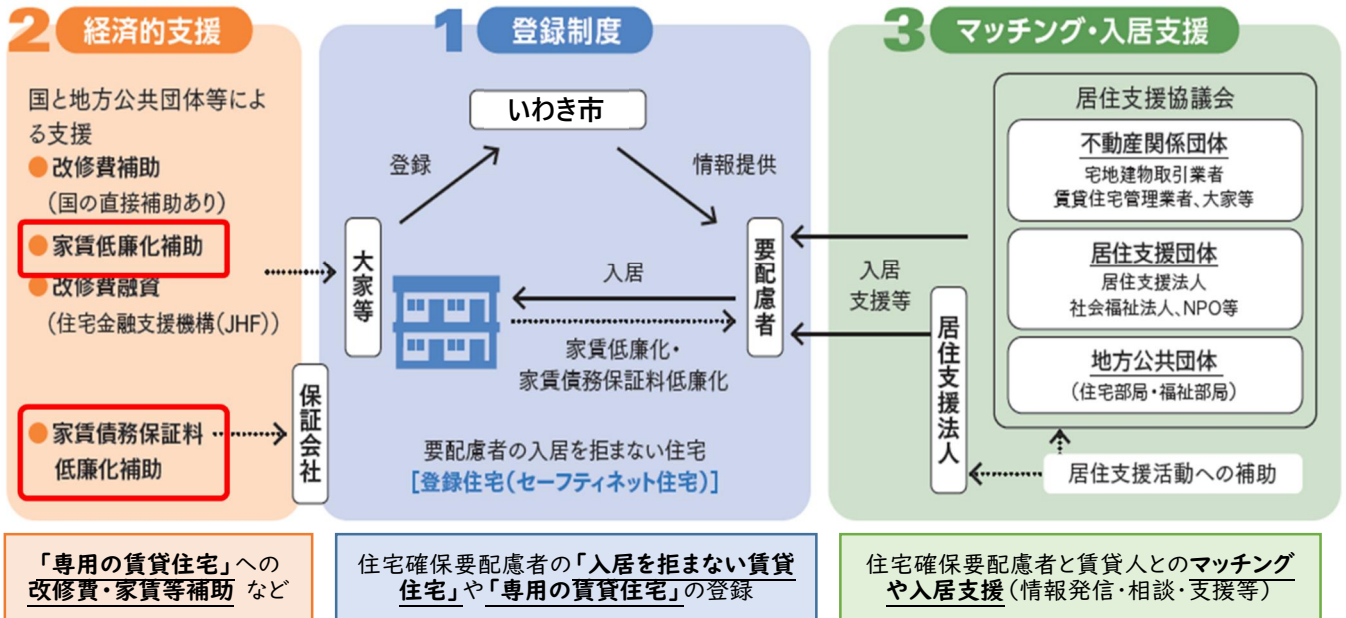
- 高齢者の単身世帯の大幅増
- ひとり親世帯は特に低収入
- 若年層の収入はピーク時から1割減
- 子どもを増やせない若年夫婦（住宅が手狭）
- 家賃滞納等への不安から、単身高齢者、生活保護受給者等に対しての大家等の入居拒否感

住宅ストックの状況

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化（H29.10月 住宅セーフティネット法改正）

「新たな住宅セーフティネット制度」の創設（3つのしくみ）



住宅確保要配慮者とは・・・

法律で定める者

- ① 低額所得者
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

⑥の国土交通省令で定める者とは

- 外国人 等
条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など
- 東日本大震災等の大規模災害の被災者
発災後3年以上経過
- 都道府県や市区町村が供給促進計画※において定める者
地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

※ 各自治体の計画策定状況に関する情報はセーフティネット住宅情報提供システムにて提供しています。（7ページ「賃貸住宅供給促進計画の策定状況」参照）

●市独自で9区分を追加

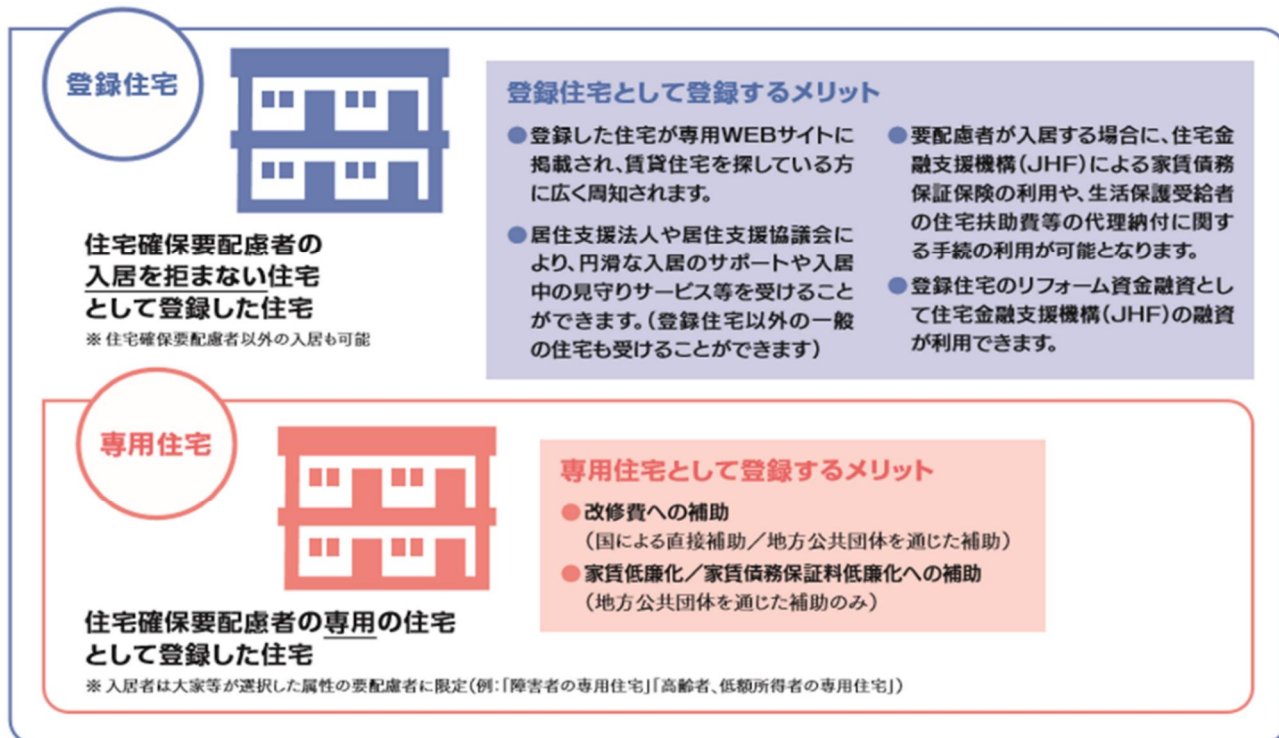
- ① 海外からの引揚者、② 新婚世帯（結婚後5年以内）、③ 原子爆弾被爆者、④ 戦傷病者、⑤ 児童養護施設退所者、⑥ LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）、⑦ UIJターンによる転入者、⑧ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者、⑨ 地域の居住支援団体が住宅確保要配慮者として認めた者

1 セーフティネット住宅登録制度

① 概要

この登録制度は、いわき市内の民間賃貸の空き室等を、国土交通省が運営する専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」を通して、住宅確保要配慮者の「入居を拒まない住宅（一般の方も入居可）」や「専用の賃貸住宅」として、賃貸人が登録していただくことが可能で、登録されれば住宅情報が広く周知され、住宅確保要配慮者の方が、この情報等をもとに、入居可能な賃貸住宅を探すことができるものです。

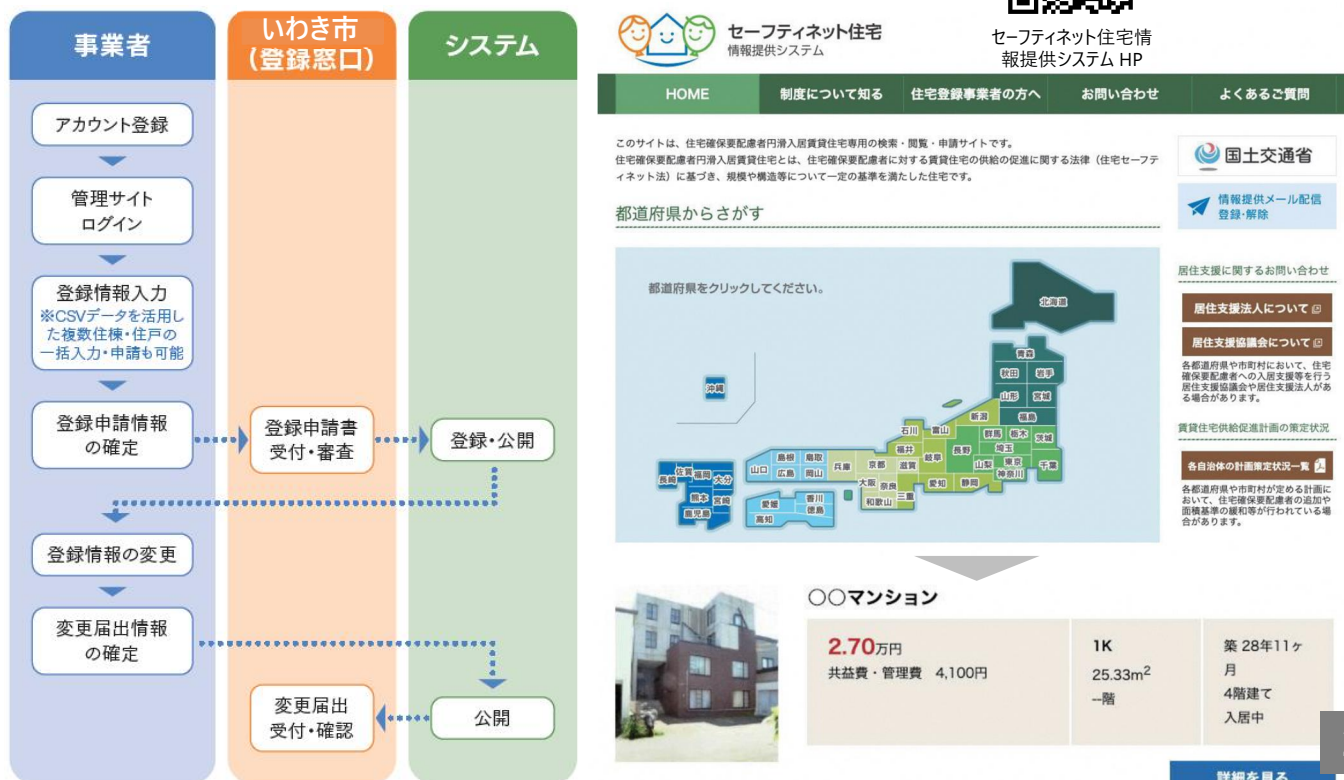
また、住宅確保要配慮者の専用住宅として登録した場合は、国の「改修費補助」や、いわき市の「家賃低廉化補助」及び「家賃債務保証料低廉化補助」の支援を受けることが可能になるなどのメリットがあります。



② 登録の流れ（セーフティネット住宅情報提供システムでの電子申請）

賃貸住宅の空き室1戸単位、戸建て住宅やシェアハウスなどが登録可能です。

（URL: <https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>）



③ 登録基準

住宅 類型	一般住宅		共同居住型住宅	
	共同利用設備がない場合	共同利用設備がある場合 (共用部分に共同で利用する台所、収納設備、 浴室又はシャワー室を設ける場合)	シェアハウス	ひとり親世帯向けシェアハウス
面積等 規模	○各戸の床面積: 25㎡ 以上 ○平成18年(2006年)3月31日以前 に着工された住宅の場合の 各戸の床面積: 18㎡ 以上 (いわき市賃貸住宅供給促進計画による緩和)	○各戸の床面積: 18㎡ 以上	○住宅全体の床面積: 15㎡ ×居住人 数+ 10㎡ 以上 ○各専用居室の床面積: 9㎡ 以上 (造り付け収納面積含む) ○各専用居室の入居者: 1人	○住宅全体の床面積: 15㎡ ×B+ 22 ㎡ ×C+ 10㎡ 以上 (ただし、B≧1かつC≧1もしくはB=0かつC≧2) B:ひとり親世帯向け居室以外の入居者の定員 C:ひとり親世帯向け居室の入居世帯数の定員 ○各専用居室の床面積: 12㎡ 以上 (造り付け収納面積含む) ※ただし、住宅全体の面積が、 15㎡ ×B+ 24㎡ ×C+ 10㎡ 以上の場合は 10㎡ 以上 ○各専用居室の入居者: ひとり親世帯 (親+子) 1世帯
設備	○各戸に台所、便所、収納設備、浴室 又はシャワー室を設けること	○各戸に便所を設けること ○【共用部分】台所、収納設備及び浴 室又はシャワー室を設けること(専用部 分に設けられている場合を除く)	○【共用部分】居間・食堂・台所、便 所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャ ワー室を設けること(専用部分に設け られている場合を除く) ○便所、洗面、浴室又はシャワー室は、 入居者の定員を5人で除した数を設け る(小数点以下切り上げ)	○【共用部分】居間・食堂・台所、便 所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャ ワー室を設けること(専用部分に設け られている場合を除く)※バスラブを有 する浴室を最低1室設置 ○便所と洗面は、入居者と入居世帯の 定員を3で除した数を設け、浴室とシャ ワー室は、入居者と入居世帯の定員を 4で除した数を設けること(小数点以 下切り上げ)
構造	○耐震性を有すること ※昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものである場合は、耐震診断や耐震改修等により新耐震基準等を満たすことが確認できる書類の提出が必要			
その他	○消防法・建築基準法等に違反しないものであること ○住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないこと ○家賃の額が近傍同種の住宅と均衡を失わないこと 等			

④ 入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲の選択等

賃貸人は、登録した住宅に受け入れる住宅確保要配慮者の属性の範囲を選択していただくことができるほか、住宅確保要配慮者ごとに条件を付けることなどが可能です。

住宅確保要配慮者

- 低額所得者(月収15.8万円以下世帯)
- 被災者(発災後3年以内)
- 高齢者
- 障害者
- 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- 外国人等
- 東日本大震災等の大規模災害の被災者
- 海外からの引揚者
- 新婚世帯(結婚後5年以内)
- 原子爆弾被爆者
- 戦傷病者
- 児童養護施設退所者
- LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー)
- UIJターンによる転入者
- 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
- 地域の居住支援団体が住宅確保要配慮者として認めた者

◆属性の範囲(例)

[選択する範囲として、1つでも複数でも可能]

- ・「高齢者の入居は拒まない」
- ・「低額所得者と外国人の入居は拒まない」等

◆追加する条件(例)

[入居の際に条件も付けることも可能]

- ・「生活保護を受給していて、住宅扶助費を代理納付してくれる方なら受け入れる」
- ・「外国人の方で、一定の日常会話が日本語でできる方なら受け入れる」等

※ 入居者が著しく少数になるような設定は不可

その他、例えば、「高齢者の入居を拒まない」として登録した場合には、「高齢者であるため、孤独死の不安がある」ことを理由として入居を拒むことはできません。

また、「子育て世帯の入居を拒まない」として登録した場合には、「子どもの騒音に不安がある」ことを理由として入居を拒むことはできません。

① 目的

本事業は、いわき市内に存在する民間賃貸住宅の賃貸人及び家賃債務保証会社等に対して、家賃や家賃債務保証料等の低廉化に要した費用の補助を行うことで、セーフティネット住宅の登録促進を図るとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進し、住生活の安定及び向上を図ることを目的としています。

② 補助内容

	家賃 低廉化補助	家賃債務保証料等 低廉化補助 (家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険)
補助対象者	賃貸人等(大家、不動産業者等)	家賃債務保証会社、居住支援法人等
補助率	1/2 ※1,000円未満は切り捨て ▶家賃額や入居者の所得、住宅規模等によっては、補助限度額等までの補助ができない場合がありますので、申請手続き前にご相談ください。	なし
補助限度額	2万円/戸・月 (国1/2:10千円 県1/4:5千円 市1/4:5千円) ▶家賃と家賃債務保証料に係る低廉化補助において、それぞれの限度額を超えた場合は入居者負担 ▶家賃と家賃債務保証料に係る低廉化補助は併用可能	6万円/戸 ※初回のみ (国1/2:30千円 県1/4:15千円 市1/4:15千円)
補助期間	▶住宅確保要配慮者の専用住宅として管理を開始(登録)した日から最長10年間 (空家住宅、入居対象者以外が入居している期間は除く) ※ 同一住宅への補助金総額が10年間の限度額(480万円)を超えない場合は、最長20年間の補助が可能	

③ 補助要件

	家賃 低廉化補助	家賃債務保証料等 低廉化補助 (家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険)
補助要件	次のア、イの要件すべてを満たすこと。	①入居者が補助対象住宅への入居資格を有すること。 ②入居者に保証人を求めないこと。 ③家賃債務保証料等の額が適正水準であること。
ア 補助対象住宅の要件	① 市内の民間賃貸住宅であり、セーフティネット住宅情報提供システムに登録された住宅確保要配慮者専用賃貸住宅であること。 ② 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として管理を開始(セーフティネット住宅情報提供システムに登録)してから10年以内(空家住宅、補助対象とならない住宅確保要配慮者が入居している期間は管理月数から控除)であること。 ③ 低廉化前の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること。 ④ 入居者公募の選定方法等が適正に定められていること(就労や子育てを理由に対象住宅に住み続けることが必要で、公募により入居者を決定することが適切でない場合を除く)。 ⑤ 賃貸人が暴力団や暴力団員等ではないこと。	
イ 入居者の資格	① 入居世帯の一月あたりの所得が15万8千円以下であること。 ② 住宅扶助(生活保護制度)や住居確保給付金(生活困窮者自立支援法)を受給していないこと(住宅扶助を受給する場合は、最長6ヶ月まで当該補助との併用可)。 ③ 市税を滞納していないこと。 ④ 暴力団や暴力団員等ではないこと。 ⑤ 市内に在住していること(原則、住民票の提出を求める)。 ⑥ 自らの住宅を所有していないこと。	

〔補助要件等の補足〕

- ・ 賃貸人は、入居者が不正行為で要配慮者専用賃貸住宅に入居したときは、当該住宅の賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とすること。
- ・ 賃貸人が行う入居者募集(公募)として、セーフティネット住宅情報提供システム等への掲載や店頭での掲載等、入居者選定(抽選その他公正な方法)として、先着順等の方法が考えられます。
- ・ 市は、同一世帯へ3年を超えて家賃低廉化を行う場合、市が3年ごとに当該世帯の家賃低廉化に係る補助の継続必要性の審査を行います。

〔礼金等の受領〕

- ・ 賃貸人が入居者から受領することができるのは、①家賃、②共益費、③敷金(家賃の3か月分を超えない額)のみです。入居者から礼金、権利金、更新料等の金銭を受領することはできません。
- ・ 不動産会社は、宅地建物取引業法に基づく仲介手数料や各種保険料等は受領することができます。

家賃低廉化補助

賃貸人は、契約家賃の 1/2 (上限2万円) について、補助金の交付を受けることができます。

当該補助制度は、入居者に対する補助金ではなく、家賃を低廉化する賃貸人への補助金であるため、補助金の申請等の手続きは賃貸人がいわき市長に対して行うこととなります。

〔補助額の算出〕

$$\text{家賃低廉化補助額 (上限2万円/月)} = \text{契約家賃} \times \frac{1}{2} \times \text{管理月数} (\times)$$

○家賃が4万円以上の場合：2万円/月 (補助限度額)

○家賃が4万円未満の場合：契約家賃 × 1/2 ※千円未満切り捨て

(※) 管理月数

補助対象住宅の入居契約による入居可能日 (家賃徴収の始期となる日をいう。) が 月の初日であるときはその月から、その日が月の初日以外の日であるときは翌月から年度末までの期間。ただし、年度の途中で補助対象住宅の滅失等でその管理が終了した月については日割り計算によって算出します。

また、次のいずれかに該当する場合は、その該当期間を管理月数から控除します。

ア 入居者がいない場合 (空家住宅)

イ 最初の実績報告までに入居届が提出されなかった場合

ウ 入居世帯が入居資格を満たしていない場合 (入居世帯の月収額が15万8千円を超える場合等)

※ 家賃低廉化補助は、家賃額や入居者の所得、住宅規模等によって、補助限度額等までの補助ができない場合がありますので、申請手続き前にご相談ください。

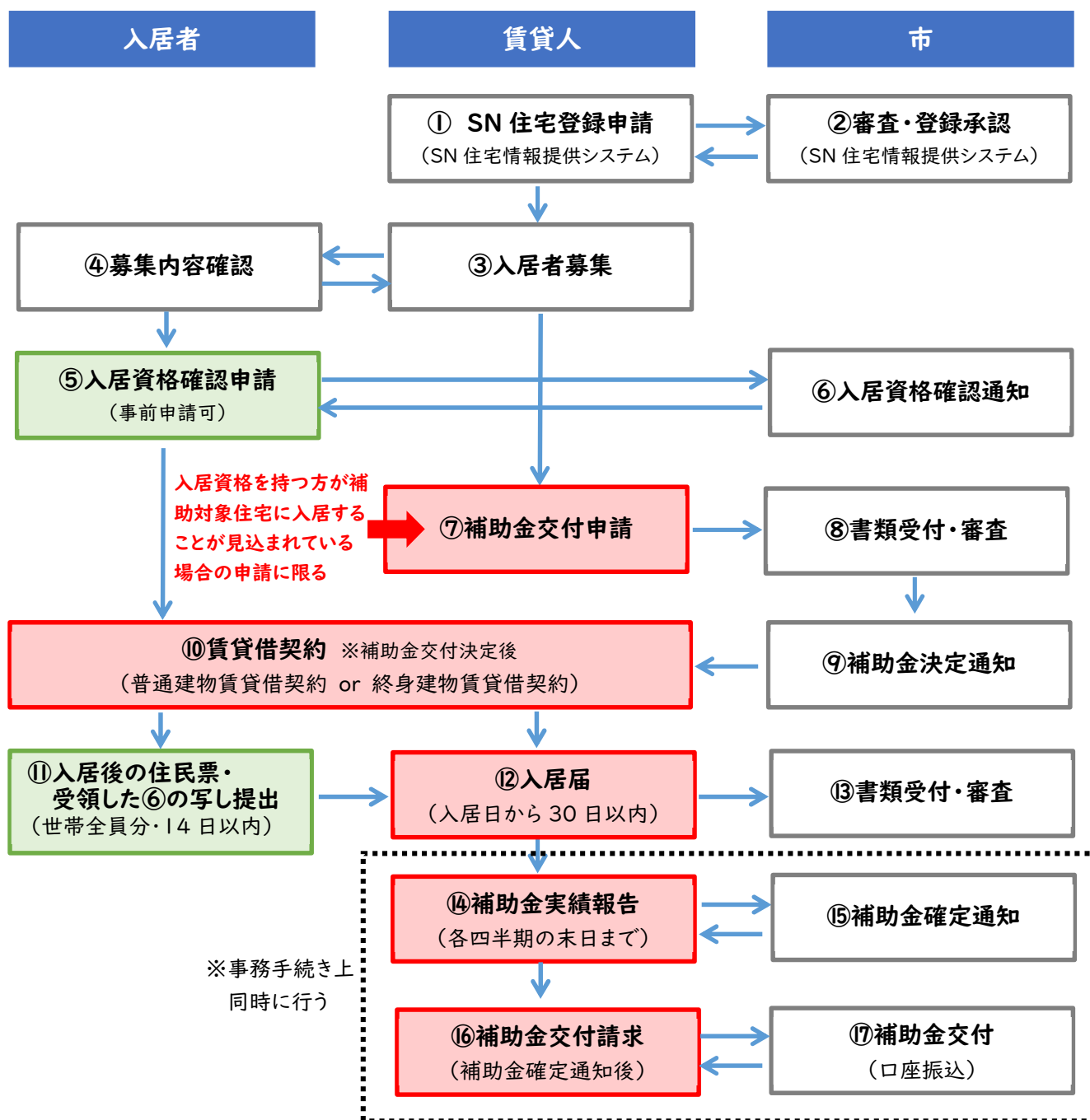
〔補助期間の考え方〕

補助期間は原則として、10年間とされていますが、いわき市の場合は、補助限度額を2万円に設定していることから、家賃低廉化補助の総額が限度額である10年分 (4万円/月 × 12か月 × 10年 = 480万円) を超えないため、最長20年まで補助することが可能です (10~20年の間で補助総額が480万円に達した時点で終了)。

〔補助期間等の主なパターン例〕

	1年目	2	3	4	5	6	7	8	9	10年目	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20年目	21	22
【パターン①】																						
住宅A																						
	家賃補助:2万円/月 (24万円/年) の場合																					
入居者A																				合計480万円	以降は自己負担	
											※限度額480万円を超えない場合は最長20年間延長可能											
【パターン②】																						
住宅B																						
	家賃補助:2万円/月 (24万円/年) の場合																					
入居者B																				小計144万円		
入居者C																				小計96万円	小計336万円	以降は自己負担
											合計240万円	※限度額480万円を超えない場合は最長20年間延長可能										合計480万円
【パターン③】																						
住宅C																						
	家賃補助:2万円/月 (24万円/年) の場合																					
入居者D																				小計144万円		
入居者E																				小計96万円	小計336万円	
											空き室 (家賃補助なし) ※管理期間に含めない										合計480万円	
											※限度額480万円を超えない場合は最長20年間延長可能											

〔家賃低廉化補助〕基本的な手続き



⑤入居資格確認申請書類〔入居者→市〕

- ☐ 入居資格確認申請書
- ☐ 入居資格に係る誓約書兼同意書
- ☐ 入居予定者全員の住民票（続柄記載あり/申請は本庁市民課、各支所、各市民サービスセンター等）
- ☐ 入居予定者全員の直近の所得額課税額証明書（所得金額内訳、控除内訳がわかるもの/ // ）
- ☐ 入居予定者全員の市税等納税証明申請書兼証明書（18歳以上の方全員/ // ）
- ☐ 持ち家がないことを確認できる書類（無資産証明書/ // ）

※ その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご注意ください。

〔入居を継続する場合の手続き〕

- ① 入居後も入居資格を確認するために**毎年度の6月末日までに同書類を揃えて市に提出**すること。
- ② ①で市から**入居資格確認通知書**を受けたら、**通知日から14日以内に賃貸人に写しを提出**すること。

⑪入居後の住民票・入居資格確認通知の写しを提出〔入居者⇒賃貸人〕※通知日から14日以内

- ☐ 補助対象住宅に入居した方全員の住民票（続柄記載あり/申請は本庁市民課、各支所、各市民 SC 等）
- ☐ 入居資格確認通知の写し（⑤の手続きを踏まえ市から送付される）

⑦補助金交付申請書類〔賃貸人⇒市〕

- ☐ 補助金等交付申請書（★）
- ☐ 事業計画書（★）
- ☐ 家賃低廉化補助金等交付申請明細書（★）
- ☐ 近傍同種家賃確認書
- ☐ 補助金等交付申請に係る誓約書兼同意書
- ☐ 賃貸借契約書のひな型（⑩で示す事項を追加記載した契約書のひな型）
- ☐ 建物全部事項証明書（法務局で申請）
- ☐ 賃貸人の代わりに集金管理を行うことを示した証明書（申請者が補助対象住宅の所有者でない場合）
- ☐ 口座振替依頼書（補助金振込先の口座を登録）

※ その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご注意ください。

〔翌年度も継続して家賃低廉化補助金の交付を受ける場合〕

- ① 毎年度3月末日までに（★）の書類に賃貸借契約書の写しを添えて市に提出すること。

⑩賃貸借契約（普通建物賃貸借契約 or 終身建物賃貸借契約）〔賃貸人⇄入居者〕

- ☐ 賃貸借契約は必ず「補助金等決定通知書」が交付された後に入居者と締結してください。
- ☐ 賃貸借契約は「普通建物賃貸借契約」もしくは、「終身建物賃貸借契約」としてください。
- ☐ 賃貸人は、賃貸借契約の内容に次の事項を含め、入居者に説明してください。
 - ① 入居者は、補助対象住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
 - ② 入居者は、補助対象住宅に入居した日から14日以内に、入居者等の住民票を賃貸人に提出しなければならない。
 - ③ 入居者は、出産、死亡、転入、転出又は氏名変更等により増減その他の変更が生じたときは、入居資格について、変更が生じた日から30日以内に、入居資格確認申請を行わなければならない。
なお、市から、入居資格確認通知書を受けたら、通知日から14日以内にその写しを賃貸人に提出すること。
 - ④ 入居者が退去する際に、引き続き同居者が入居し続けようとするときは、賃貸人に通知しなければならない。
 - ⑤ 入居者は、毎年度6月末日までに、入居資格確認申請を行わなければならない。
なお、市から、入居資格確認通知書を受けたら、通知日から14日以内にその写しを賃貸人に提出すること。
 - ⑥ いわき市から家賃低廉化に係る補助金が交付される場合、家賃額から当該家賃低廉化補助金の額を控除した額を入居者負担額とする。

⑫入居届〔賃貸人⇒市〕 ※対象住宅への入居日から30日以内

- ☐ 入居届
- ☐ 契約締結後の賃貸借契約書の写し
- ☐ 入居資格確認通知書の写し
- ☐ 補助対象住宅に入居した方全員の住民票（※⑪の手続きで入居者から受領）

⑭補助金実績報告・⑯交付請求〔賃貸人⇒市〕 ※各四半期末日

- ☐ 補助金等実績報告書
- ☐ 家賃低廉化補助金等実績明細書
- ☐ 補助金等交付請求書

四半期	報告対象期間	報告期日
第1四半期	4・5・6月分	→ 6月末日
第2四半期	7・8・9月分	→ 9月末日
第3四半期	10・11・12月分	→ 12月末日
第4四半期	1・2・3月分	→ 3月末日

手続き	提出する書類等
退去 退去した場合 (30 日以内に手続き)	〔賃貸人⇒市〕 ☐ 退去届 (退去日又はその事実を知った日から 30 日以内) ・ 入居者が退去した場合 ・ 賃貸借契約が終了した場合 ・ 入居者が死亡し、同居人に名義承継を行わない場合
名義承継 入居者の名義を承継する場合 (すみやかに)	〔同居者⇒賃貸人〕 ☐ 名義を承継する方の住民票 ※その他、市が必要認める書類 ・ 入居者が死亡、離婚、離縁により住宅を退去した場合に、同居者が承継するとき ・ 入居者が、失踪、拘禁、疾病等による長期不在の場合、行為能力の喪失、その他市長が認める特別の事情がある場合に、同居者が承継するとき 〔賃貸人⇒市〕 ☐ 名義承継届 ☐ 名義を承継する方の名義で締結した補助対象住宅の賃貸借契約書の写し ☐ 名義を承継する方の住民票 (同居者から受領) ※ その他、市が必要と認める書類
世帯員変更 入居世帯の構成等に変更が生じた場合 (変更が生じた日から 30 日以内)	〔入居者⇒市〕 ☐ 入居資格確認申請(⑤と同様の申請手続きが必要) ・ 出産、死亡、転入、転出、氏名変更等で、入居者の増減や、その他の変更が生じたとき ※ 新たに同居しようとする方は、市から入居資格確認通知書が交付された後に同居を開始すること 〔入居者⇒賃貸人〕 ☐ 入居資格確認通知書の写し (市から入居資格確認通知書が届き次第)
申請事項等の変更申請 (補助対象住宅の月額家賃の変更など) 提出済みの家賃低廉化補助金交付申請書の記載事項に変更が生じた場合 (すみやかに)	〔賃貸人⇒市〕 ☐ 補助事業等計画変更・中止(廃止)申請書 ☐ 家賃低廉化補助事業補助金決定通知書の写し ☐ 名義を承継する場合は、名義を承継する者の名義が記載された賃貸借契約書 ☐ 新たに入居する方がいる場合は、その方の所得金額を証明する書類及び住民票 ☐ その他変更事項を証明できる書類 ※ その他、市が必要と認める書類

家賃債務保証料等低廉化補助

セーフティネット住宅（専用住宅）の家賃債務保証を行う家賃債務保証会社等は、入居者の入居時に生じた家賃債務保証料について、予算の範囲内において補助を受けることができます。

当該補助制度は、入居者に対する補助金ではなく、家賃債務保証料を減額する家賃債務保証会社等への補助金であるため、補助金の申請等の手続きは家賃債務保証会社等がいわき市長に対して行うこととなります。

〔家賃債務保証について〕

賃貸住宅に入居する際に、連帯保証人が確保できない方が、家賃保証会社に家賃債務保証料を支払うことで万が一の家賃滞納の立替え、原状回復等を保証（連帯保証人の代わり）する仕組みです。

敷金とは異なり、転居の際も返金されません。

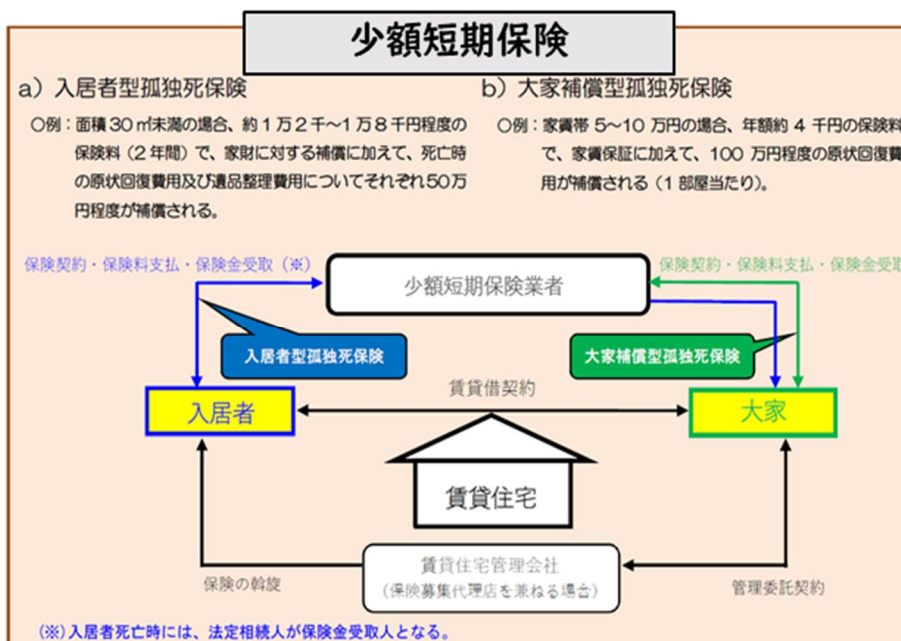
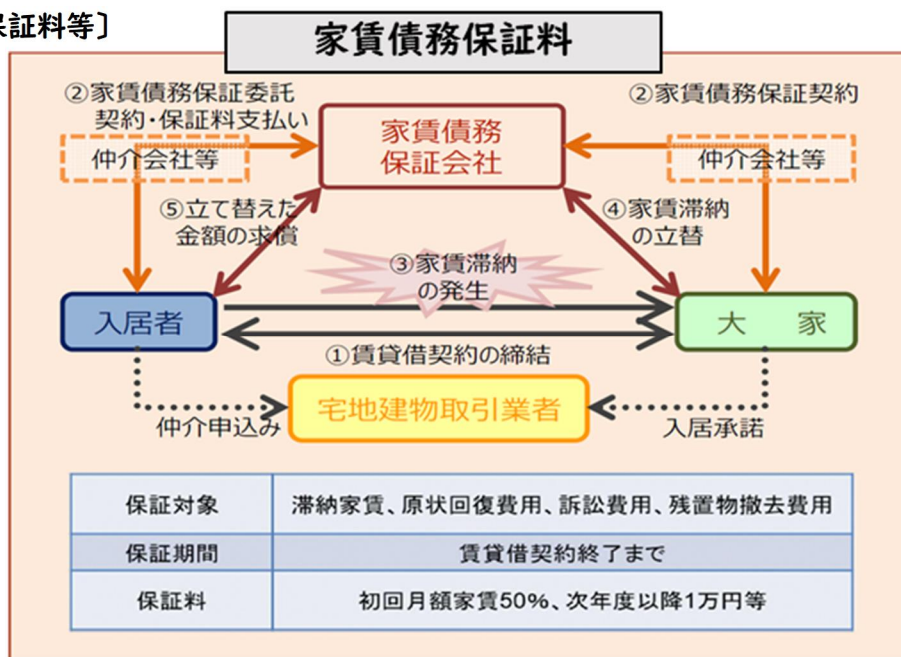
〔補助金の額〕

入居時に生じた家賃債務保証料等の額（上限6万円・初回の保証料等のみ）を補助

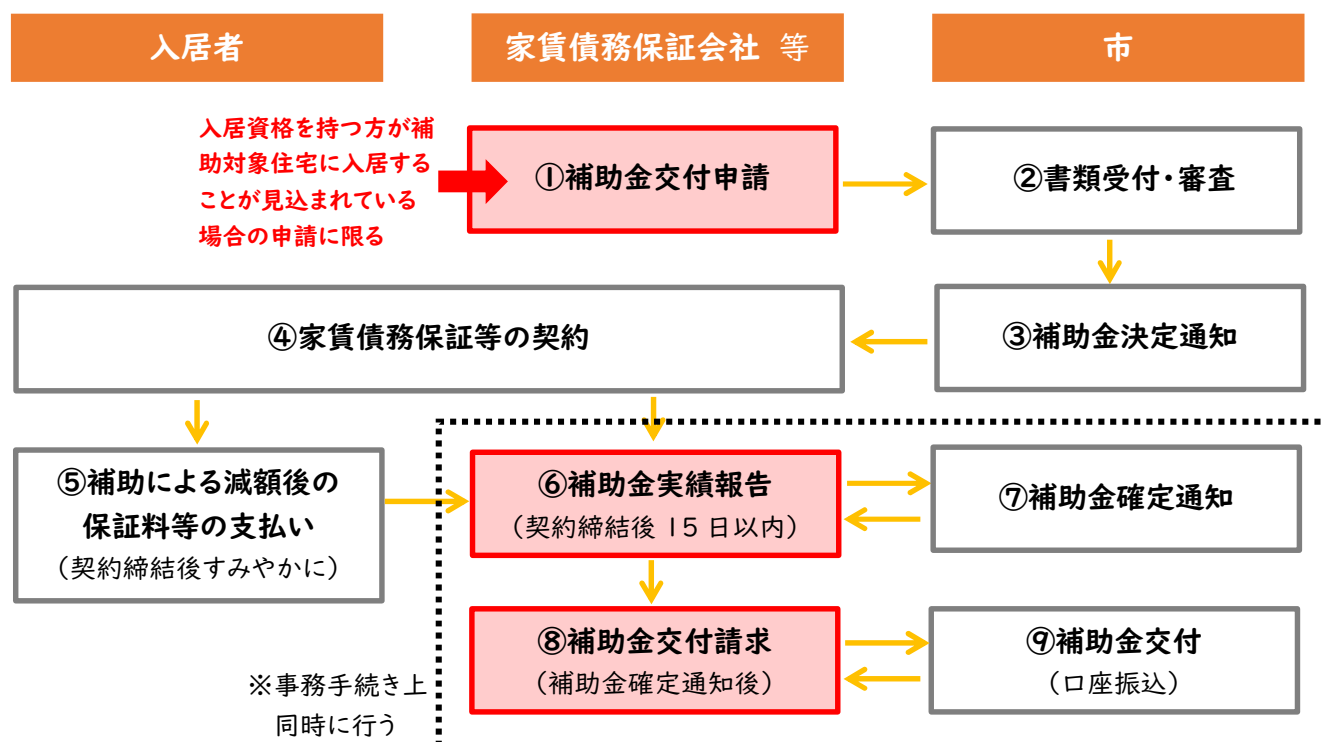
※ 入居後の家賃債務保証契約の更新料等は補助の対象にはなりません。

※ 家賃債務保証料以外に、「孤独死・残置物に係る保険料」も補助対象となります。

〔主な家賃債務保証料等〕



〔家賃債務保証料等低廉化補助〕基本的な流れ



〔前提となる補助要件〕

- ☐ 家賃債務保証料等の低廉化を行う者が次のいずれかに該当する者であること
 - ・ 住宅セーフティネット法第 20 条第2項に規定する家賃債務保証業者
 - ・ 住宅セーフティネット法第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人
 - ・ 保険業者
- ☐ 入居者が補助対象住宅への入居資格を有すること。
- ☐ 家賃債務保証等を行う者及び賃貸人が、入居者に保証人（当該家賃債務保証等を行う者を除く）を求めないこと。
- ☐ 家賃債務保証料等の額が適正な水準であること

①補助金交付申請書類〔保証会社等⇒市〕

- ☐ 補助金等交付申請書
- ☐ 事業計画書
- ☐ 家賃債務保証料等低廉化補助金等交付申請明細書
- ☐ 補助金等交付申請に係る誓約書兼同意書
- ☐ 賃貸借契約書のひな型
- ☐ 家賃債務保証等に係る契約書のひな型
- ☐ 入居資格確認通知書の写し
- ☐ 口座振替依頼書（補助金振込先の口座を登録）

※ その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご注意ください。

⑥補助金実績報告・⑧交付請求〔保証会社等⇒市〕

- ☐ 補助金等実績報告書
- ☐ 家賃債務保証料等低廉化補助金等実績明細書
- ☐ 賃貸借契約書の写し
- ☐ 家賃債務保証等に係る契約書の写し

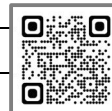
※ その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご注意ください。

3 セーフティネット住宅への入居支援等（居住支援）

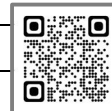
いわき市では、住宅確保要配慮者の円滑な入居等の支援や、賃貸人等の不安解消に向け、居住支援法人や福島県居住支援協議会等が提供する見守り・安否確認、身元保証、生活サポートなどの支援サービスの周知等に努めます。

〔市内の居住支援法人〕

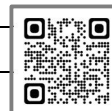
社会福祉法人 エル・ファロ（居住支援センターはばたき） 令和4年2月1日指定（福島県指定第7号）	
所在地	いわき市泉町滝尻字御前田 38 番地の 3 コーポあしたば 1-A
TEL	0246-88-1174
支援内容	○住宅相談窓口の設置、入居に関する情報提供・相談、入居手続きの支援 ○見守り、生活支援



特定非営利活動法人 地域福祉ネットワークいわき 令和4年2月17日指定（福島県指定第8号）	
所在地	いわき市平字菱川町1番地の3
TEL	0246-68-7612
支援内容	○住宅相談窓口の設置、入居に関する情報提供・相談、入居手続きの支援 ○見守り、生活支援



特定非営利活動法人 共生の杜青山 令和5年5月26日指定（福島県指定第10号）	
所在地	いわき市植田町南町一丁目5番地の2
TEL	0246-38-6671
支援内容	○住宅相談窓口の設置、入居に関する情報提供・相談、その他援助 ○安否確認、緊急時対応、定期訪問、生活支援等



有限会社 大徳産業 令和6年4月23日指定（福島県指定第11号）	
所在地	いわき市平字九品寺町 5 番地の2
TEL	0246-23-4556
支援内容	○住宅相談窓口の設置、入居に関する情報提供・相談、入居手続きの支援 ○セーフティネット住宅の拡充



〔福島県住宅確保要配慮者居住支援法人 指定一覧〕

県内の住宅確保要配慮者居住支援法人の指定状況は次の県ホームページよりご確認ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/jyuutakukakuhoyouhairyosya.html>



〔居住支援協議会〕

福島県居住支援協議会（事務局：一般財団法人福島県建築安全機構）	
所在地	福島市五月町 4-25 福島県建設センター5F
TEL	024-563-6213
支援内容	住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等を行う組織（居住支援団体、不動産関係団体、建築関係団体、金融機関、行政機関等で構成）。 ○物件情報の提供、国補助制度の広報、補助物件に関する相談 等
設立日	平成24年7月13日



令和7年度 住宅セーフティネット推進事業補助金の募集概要

住まいが見つからずお困りの方へ

入居を拒まない住宅として登録された賃貸住宅を紹介しています。
WEB サイト「セーフティネット住宅情報提供システム」をご覧ください。

<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

●家賃低廉化等の補助

住宅確保要配慮者専用の住宅へ入居し、補助対象となる入居者の資格（4ページ参照）を満たすときは家賃低廉化補助等の支援を受けることができます。

入居契約前に入居資格確認申請が必要になります。

詳しくは「**住まい政策課**」へお問い合わせください。

専用の住宅として登録している大家さん（賃貸人）へ

①募集戸数

15戸程度（予算残額により変動します）

②募集期間

令和7年3月19日（水）から令和8年1月30日（金）まで（※必着）

③募集方法・申請書類の提出方法

先着順で受け付けます。（予算額に達した時点で募集終了）

「郵送」または「持参」で「**住まい政策課**」へ提出してください。

※ 入居資格を持つ住宅確保要配慮者が補助対象住宅に入居することが見込まれている場合の申請に限ります。

※ 家賃低廉化補助は、家賃額や入居者の所得、住宅規模等によって、補助限度額等までの補助ができない場合がありますので、申請手続き前にご相談ください。

※ 予算額に達した段階で受付を終了します。

※ ただし、予算額に達した日に、複数の応募があった場合は、その日の申請分のみ抽選により選定します。

④申請書類の配布・ダウンロード

申請に必要な書類等は、「**住まい政策課**」で配布しているほか、市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

市 HP: <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1590134051387/index.html>

お問い合わせ先
（申請書類提出先）

いわき市 都市建設部 住まい政策課（市役所6階）
〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地
TEL:0246-22-1178 FAX:0246-22-1291



住宅セーフティネット
推進事業 市 HP